平成２４年（フ）第７６１号
埼玉県朝霞市本町１丁目17番12号
債務者　宇佐美朋子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７６２号
埼玉県朝霞市本町１丁目17番12号
債務者　宇佐美咲枝
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７７８号
埼玉県上尾市大字菅谷212番地２
債務者　中村　義男
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０５号
埼玉県川口市大字道合460番地の１　サンパレスⅠ201
債務者　丸田光四郎
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８１７号
埼玉県川口市柳崎１丁目13番１―711号
債務者　二口　　弘
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４５号
埼玉県北本市大字北本宿166番地１　グラスバレー201
債務者　大村　和弘
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８５２号
埼玉県戸田市新曽南１丁目６番６号　ホワイトハイツ201号室
債務者　黒鵜みつよ
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８６２号
さいたま市浦和区大原２丁目16番８号
債務者　八木　　徹
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５３号
さいたま市緑区道祖土３丁目８番８号　サイドグリーンハイツ203号
債務者　古賀奈緒美
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８８号
埼玉県戸田市新曽南３丁目８番５号　あおばハイツ102号室
債務者　コムラ　ダーリー　モンタルボ
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５８号
さいたま市北区東大成町２丁目582番地９
債務者　平野　由貴
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６８６号
埼玉県川口市南前川１丁目８番７号　慶ビラ川口102号室
債務者　張替　勇吾
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６８７号
埼玉県川口市南前川１丁目８番７号　慶ビラ川口102号室
債務者　張替　香織（旧姓原）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６９６号
埼玉県新座市東１丁目20番21号　イーストガーデンＣ棟２号室、旧住所埼玉県朝霞市泉水１丁目７番43―103号
債務者　吉田　明彦
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６９７号
埼玉県新座市東１丁目20番21号　イーストガーデンＣ棟２号室、旧住所埼玉県朝霞市泉水１丁目７番43―103号
債務者　吉田　法子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７０５号
さいたま市見沼区大字御蔵1102番地18
債務者　町田　寿子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７１３号
埼玉県蓮田市東６丁目５番22号　ライフニックス102号
債務者　木股　笑子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７４０号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目２番12―511号
債務者　上出　浩美
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係